

## 合併処理浄化槽 事業のお知らせ

### ◎住宅・併用住宅の浄化槽 (市町村設置型浄化槽)

平成23年度に事業を実施される場合は7万円の設置奨励補助金があります。

浄化槽は町で設置し、使用料を財源に、維持管理を町が実施します。

#### ■対象

居住用の住宅の浄化槽であること(事業用住宅は除く)。

- ・設置には設置分担金が必要です。
- ・浄化槽の使用に際しては、使用料を納付いただき町が管理します。

### ◎事業所・店舗等の浄化槽 (個人設置型浄化槽)

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

#### ■対象

事業所、店舗、アパートなど事業用の浄化槽(50人槽以下)であること。

- ・事前に補助申請をし、事業完了後、補助金を交付します。
- ・維持管理は、設置者の責任で行わなければなりません。

詳しくは、「広報おのまち11月号」をご覧くださいかお問い合わせください。

☎地域整備課 ☎72-6936

## 一部損壊住宅修繕工事費の 助成申請を受け付けています

### ◎一部損壊住宅修繕工事費助成金

東日本大震災で一部損壊の被害を受けた住宅について、修繕工事に要した費用の一部を助成します。

#### ■申請期間および申請場所

2月29日まで地域整備課で申請を受け付けています。

※3月15日までに完成が困難な修繕工事であっても、12月末までに完成が見込めるものについては、助成金の対象として申請することが可能です。この場合においても2月29日までに申請をお願いします。申請がない場合は助成金の対象となりませんので、ご注意ください。

### お早めの申請をお願いします!!

詳しくは、広報「おのまち」12月号をご覧くださいかお問い合わせください。

☎地域整備課 ☎72-6936

## 郵便事業株式会社から 寄付金の配分が決定されました

郵便事業株式会社から3月11日に発生した東日本大震災による寄付金の配分が決定されました。

この寄付金は、郵便事業株式会社が販売した、東日本大震災寄付金切手とはがきにより集められた寄付金が、被災した市町村に配分されるものです。

配分金は、災害支援物資および緊急物資の運搬のための車両購入費として活用していきます。



郵便事業株式会社の皆さん